文教厚生常任委員長報告

令和4年3月18日

今期定例会において、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案 14 件及び陳情 1 件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、本委員会に付託を 受けた部分についてであります。

本案は、専決第20号 令和3年度西都市一般会計予算補正(第20号)について、議会の承認を得ようとするものであります。

歳出について主なものでは、民生費に住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付 事業費などの予算が計上されております。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて、本委員会に付託を 受けた部分についてであります。

本案は、専決第1号 令和3年度西都市一般会計予算補正(第21号)について、議会の承認を得ようとするものであります。

歳出について主なものでは、民生費に子育て支援特別給付金給付事業費などの 予算が計上されております。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第10号 西都市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。 本案は、健康保険法等の一部改正に伴い、国民健康保険税のうち未就学児に対 する均等割の減額について規定するため、所要の整備を行おうとするものであり ます。

本案については、種々質疑の後、ある委員より「本案は、健康保険法等の一部 改正に伴い、国民健康保険税のうち未就学児に対する均等割額を50%減額するた めの条例改正である。説明資料によると、今回の改正によって245人が対象とな り保険税軽減額は 298 万 230 円とのことである。子どもに賦課される均等割については、本委員会でも先進地を研修するなど、減免を強く求めてきた立場から賛成したい。今後は、対象を小中学生まで拡充されることを強く要望しておきたい」との賛成討論がなされ、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 11 号 西都市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、コインシャワー施設の整備に伴い、所要の整備を行おうとするもので あります。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号、西都市青少年研修施設の設置及び管理に関する条例の廃止 についてであります。

本案は、当該施設の用途廃止に伴い、本条例を廃止しようとするものであります。

本案については、現地調査を行い、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号 令和4年度西都市一般会計予算について、本委員会に付託 をされた部分についてであります。

歳出について主なものでは、民生費に認定こども園運営費負担金、教育費に日 向国府跡保存整備事業費などの予算が計上されています。

本案については、種々質疑の後、ある委員より「本委員会に付託を受けた予算は、そのほとんどが賛成できる内容であるが、市長の行財政運営に対する政治姿勢の立場から地域医療対策費に係る予算に賛成できない。地方独立行政法人西都児湯医療センターの運営支援等の予算が計上されているが、これらは、同センターが地方独立行政法人法によって運営されることを前提としたものである。本委員会14日の審査において『第3期中期目標、同中期計画が議決されていないことについて県に対してどのように報告しているのか、県の見解は』との質問に対して『県に対して報告は特にしていない』。また、一般質問において『法人の設立認

可権者として、宮崎県は、年度内に目標・計画が策定されない事態についてどのように判断されているのか』との質問に『現時点では県に対して正式に確認は行っていない』との答弁であった。現時点においても、第3期中期目標、同中期計画の提案をされる動きさえないし、見通しさえ不透明な現状にある。法によって運営されるのが地方自治体の行財政運営であるが、県にも報告もされず確認もされていない現状において、新年度において正常な予算執行ができるのか疑問である。このような事態を招いた橋田市長の責任は、西都児湯医療センターの設立者として極めて重大であることを指摘せざるを得ない。早期に法に基づき問題を解決されることを強く求めておきたい」との反対討論がなされましたが、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、当初予算の審査にあたり、次のような意見・要望がなされましたので、 審査を行いました順にご報告いたします。

まず、教育政策課であります。「令和8年度の中学校再編計画を考えた場合における妻中学校と周辺の整備計画を示していただきたい。学校給食費を半額にするなど支援対策を図っていただきたい」

次に、地域医療対策室であります。「今月末で任期が終わる『医療センター評価委員会委員』の選任にあたっては、『三位一体』での医療センターの運営が行われるよう、中立・公平な人選を行っていただきたい。第3期中期目標、同中期計画を年度内に定め、医療センターの運営を図っていただきたい」

次に、社会教育課であります。「コロナ禍の下で各種行事等が中止になり、深刻な事態が続いているので、市民会館等の管理運営に影響が出ないよう対策を図っていただきたい。老朽化している市公民館の整備計画を図っていただきたい」

次に、福祉事務所であります。「高齢者対策としてデマンド型乗り合いタクシーの運行地域を拡充していただきたい。子どもの医療費助成については高校生まで拡充していただきたい。生理用品の支給についても積極的な対応をしていただきたい」

次に、健康管理課であります。「コロナ感染症対策の要であるワクチン接種については安全・迅速に進めていただきたい。また、コロナ感染予防の立場から無料での『PCR検査』体制を拡充していただきたい」

次に、スポーツ振興課であります。「川仲島公園競泳プールの再開が予定されていることは、大変喜ばしいことである。今後は他の施設の整備計画を図り、元の賑わいのある公園整備が図られることを要望したい」

次に、生活環境課であります。「免許返納対策を図るなど高齢者の交通弱者対策 を図っていただきたい。空き家対策については積極的な対策を図っていただきた い」との意見・要望がなされました。

次に、議案第29号 令和4年度西都市国民健康保険事業特別会計予算について であります。

令和 4 年度当初予算総額は 43 億 4,621 万 1,000 円で、前年度当初予算比 2.0% の減額となっております。

本案については、種々質疑の後、ある委員より「本年度当初予算における医療費給付費分、後期高齢者支援分、介護納付金分の保険税額は一人当たり12万5,116円、一世帯当たり19万6,010円である。これは、令和3年度の当初予算に比較し一人当たりで8,809円、一世帯当たりで6,171円の増額の予算である。当初予算は、国民健康事業費納付金が仮係数での算定であること、また、被保険者の前年度所得が未確定であるため保険税は暫定税額であるが、当初から高い税額を提案されていることには、市民の命と健康、暮らしを守る立場から賛成できない。条例改正が提案される6月議会においては、大幅な減税を提案されることを強く要望しておきたい」との反対討論がなされましたが、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号 令和4年度西都市介護保険事業特別会計予算についてであります。

令和 4 年度当初予算総額は 40 億 1,064 万 8,000 円で、前年度当初予算比 0.1% の増額となっております。

本案については、種々質疑の後、ある委員より「高齢化社会を支える介護保険制度が求められている中で、高い介護保険料を求めながら、本市独自の対策も不十分であり賛成できない。負担を求めるだけでなく、介護を受ける人も、介護する家族も安心できる介護体制の充実を強く求めておきたい」との反対討論がなされましたが、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号 令和4年度西都市西米良村介護認定審査会特別会計予算についてであります。

令和 4 年度当初予算総額は 849 万 6,000 円で、前年度当初予算と同額となって おります。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号 令和4年度西都児湯障害認定審査会特別会計予算について であります。

令和 4 年度当初予算総額は 1,047 万 7,000 円で、前年度当初予算比 0.7%の減額となっております。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号 令和4年度西都市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

令和 4 年度当初予算総額は 4 億 7,545 万 1,000 円で、前年度当初予算比 4.7% の減額となっております。

本案については、種々質疑の後、ある委員より「後期高齢者医療制度は、75歳以上を現役世代から切り離し、独立した医療保険に強制的に加入させた上に、高齢者の医療を制限することで医療費を抑えることを目的に開始された制度であり賛成できない。今年の10月からは年収200万円以上を対象に医療費負担が2割に引き上げられることによって、本市では、推計で約820名が対象者となるとのことであった。高齢者に負担を求める医療改正には賛成できない」との反対討論がなされましたが、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号 令和4年度西都児湯いじめ問題対策専門家委員会特別会計 予算についてであります。

令和 4 年度当初予算総額は 17 万 2,000 円で、前年度当初予算と同額となっております。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号 令和4年度西都市一般会計予算補正(第1号)について、 本委員会に付託をされた部分についてであります。

歳出について主なものでは、教育費に小学校トイレ等改修事業費などの予算が 計上されております。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号、西都市学習等供用施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、西都市学習等供用施設囲館及び谷山館の管理を行わせるものを指定しようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第 1 号 二次救急医療の確立と医療センターの信頼回復についての 陳情であります。

本陳情については、市民の健康と命を守る二次救急医療の確立、西都児湯地区の救急医療体制の信頼回復を図っていただくよう要望するものでありました。

そこで委員会としては、陳情の願意を詳細に把握するため、陳情代表者を参考 人招致し、慎重に審査を行ったところであります。

参考人に対し意見聴取を行った結果、本陳情の願意としては、医療センターに求める救急医療は、単に二次救急医療を行うことだけを求めているのではなく、一次救急医療を含む二次救急医療の確立を求めるものであることを確認したところであります。

審査の後、ある委員より「本陳情は市内の女性4団体から出されたものである。陳情の願意を知るために、陳情代表者を参考人として招致し、意見を聴取したところ『この陳情書の提出にあたり、市内の各種女性団体へ働きかけをしたが、コロナ禍であるため意見集約できず苦労した。西都児湯医療センターが一次救急に取り組んでいることは理解しており、その上で緊急な脳疾患や心疾患の二次救急医療の提供ができていないことに不安を抱えている。市民の健康と命を守ってくれる存在である西都児湯医療センターが一日も早く以前のような医療体制に戻ることを強く望んでいる』と訴えられた。高齢化の進む西都市で生活し、家庭にお

いては家族の健康や介護に大きく携わる立場の女性としては当然のことだと考える。本陳情の内容はよく理解でき、陳情代表者の意見を聴取したことでさらに願意が理解できたため賛成したい」、

また、ある委員より「本陳情には二次救急医療のことしか書かれていないので本陳情の願意を確認するために、参考人招致を行って確認したところである。陳情代表の方に確認したところ、二次救急の捉え方の違いはあるものの『一次救急は当然であり、一次救急と二次救急の連携を求めるものである』との見解が述べられ、願意が確認されたことから本陳情に賛成したい」との賛成討論があり、採決の結果、「願意妥当」と認め、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。